

# 公益社団法人 日本交通計画協会

## 平成26年度 第1回理事会議事録

1. 開催日時 平成26年9月11日（木） 10時00分より11時45分まで

2. 開催場所 公益社団法人 日本交通計画協会  
3階 A会議室  
所在地：東京都文京区本郷3丁目23番1号

3. 理事現在数 7名  
監事現在数 2名

4. 出席理事数 7名  
出席監事数 2名  
(出席理事) 高橋洋二、中田康弘、岸井隆幸、川畠信之、飯塚義和  
石川次男、石川雅康  
(出席監事) 須原庸次、曾田祐司

### 5. 開会

定刻に至り、事務局より開会が宣言され、本日の理事会は定款第32条第1項による定数を満たしたので、有効に成立したことが報告された。

代表理事 高橋洋二は定款第31条により、本理事会の議長を務めることとなった。

### 6. 議事録署名人の選出

議事に先立ち、定款第34条により議事録署名人は次の四名となった。

- ・代表理事 高橋洋二
- ・代表理事 中田康弘
- ・監事 曾田祐司
- ・監事 須原庸次

## 7. 議題

本日の議題は次のとおりであることを確認した。

### 承認事項

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 平成25年度事業報告及び附属明細書の承認の件        |
| 第2号議案 | 平成25年度計算書類及び附属明細書並びに財産目録の承認の件 |
| 第3号議案 | 常勤役員年報酬限度額の承認の件               |
| 第4号議案 | 入社希望者に対する入社承認の件               |
| 第5号議案 | 諸規程の改正に関する件                   |

### 報告事項

- 報告第1 職務執行報告

## 8. 議事の経過及び議決の結果

承認事項として以下の議案について、承認を諮った。

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 平成25年度事業報告及び附属明細書の承認の件        |
| 第2号議案 | 平成25年度計算書類及び附属明細書並びに財産目録の承認の件 |

議長は上記2議案につき一括して説明を求めた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書により、平成25年度の事業報告と付属明細書の説明を行った。平成25年度の社員異動状況、社員総会開催、理事会開催、刊行物発行状況、講習会・シンポジウム等開催状況、技術者研修実施状況、海外調査、広報関係、国際会議・催し物等開催協力状況、研究部会活動、自主研究活動、受託調査研究事業状況を説明した。今回は公益社団法人として初めての決算を迎える、これまで行ってきた事業を展開しつつ、公益法人として公共交通に関する正しい知識のさらなる普及を図るために、これまでに蓄積した技術、ノウハウを活用し、従来実施していなかった形態、テーマの講習会、講演会等の開催を検討し、公益活動について重点的に活動できるよう模索し行動してきた旨伝えた。

議長は引き続き、第2号議案につき説明を求めた。事務局は別掲議案書により、平成25年度計算書類及び付属明細書について説明を行った。平成25年度は、正味財産増減計算書で今期の状況を見ると、前々回の特例民法法人の際の決算状況が思わしくなかった業績の回復ができ、全体

としては悪くない結果となった。しかし公益社団法人としての財務に関する条件を全て満たすことができず、次期にさらなる公益事業の拡大が求められている旨を伝え、公益法人としてさらに広く公共の福祉に還元できるような活動を求められている事が、計算書類からも明らかとなつたことを説明した。

また、9月4日に曾田監事、須原監事による業務監査及び会計監査を行い、監査の結果、特段の問題なしとの報告を曾田監事より受けた。

同議案説明に対して、次の質疑応答があった。

(川 畑 理 事) 社員異動状況だが、前回の6月20日開催の理事会で承認を行った入会希望の会社が、報告に記載されていないようだが。

(石川業務執行理事) 前回の理事会で承認いただいた入会希望の会社は、次年度の平成26年度からの入会を希望していたため、今回の報告には記載されていない。

(飯 塚 理 事) 公益事業活動のさらなる充実が求められているとのことだが、公益会計の翌期繰り越し分の解消について、特別に定められたルールや決まりはあるのか。公益事業拡大のための費用は、協会の財政から出していくものなのか。

(石川業務執行理事) 特別に定められたルールは特にないが、公共の福祉に還元できる事業に限られている。常に毎決算期ごとに赤字であった場合、法人の活動するための原資がなくなり、公益活動に力を入れることができなくなるが、基本原則は公益会計に翌期に繰り越し分があった場合、翌年度にその繰り越し分の解消は求められている。今回は初年度だが、事業年度によって収益や費用が大きく変わる公益4の事業の部分が黒字になっているが、ここは年度によって状況が変わりやすい事業である。

(高橋代表理事) 短期的にみると公益事業が黒字になることもある。

(石 川 理 事) 公益事業の分類はどのように行っているか。

(石川業務執行理事) 内閣府のガイドラインに沿って、不特定多数の利益につながる事業である必要がありそこが判断される。受託の内容によって、広く国民の利益につながるような公益的な内容であれば、それは公益事業として認めら

れている。

(高橋代表理事) 受託事業のうち、一定の割合を公益事業としているわけではない。

(中田代表理事) 協会の収益の大部分は受託から成り立っている。

(石川理事) この決算について内閣府の監査はあるか。

(石川業務執行理事) まだ内閣府の監査は受けていないが、いずれ受けることになる。その時は内閣府に指導を受けることもあるかもしれないが、現段階ではきちんと国のガイドラインに従って運営している。

(岸井理事) 公益法人として收支相償が求められているが、職員給料の事業への配賦はどのように行っているか。

(石川業務執行理事) 職員ごとにそれぞれの業務に従事した割合で配賦を行っており、事業の収入割合では配賦していない。

(石川理事) 職員の従事割合は、事業の進展等によって変化するということか。

(石川業務執行理事) その通りです。

(高橋代表理事) 今後は公益事業と収益事業の取り組み方のバランスが大切だが、基本的には公益事業を大切にしながら、財務的にも常にチェックが必要と考えている。

議長は本議案につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し、平成25年度事業報告及び附属明細書、平成25年度計算書類及び附属明細書並びに財産目録を承認した。

### 第3号議案 常勤役員年報酬限度額の承認の件

議長は上記議案につき説明を求めた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書により、平成26年度の常勤役員の報酬につき前年度と変更がない旨説明を行った。

同報告説明に対しての質疑応答は特になし。

議長は本議案につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し、常勤役員年報酬限度額を承認した。

### 第4号議案 入社希望者に対する入社承認の件

議長は上記議案につき説明を求めた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書により、日本鉄道電気設計株式会社、株式会社三菱総合研究所より入社希望が提出されていること、同社の会社概要、事業内容について

説明をした。

同報告説明に対しての質疑応答は特になし。

議長は本議案につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し、同社に対する入社を承認した。

## 第5号議案 諸規程の改正に関する件

議長は上記議案につき説明を求めた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書により、経理規程及び特定費用準備資金等管理規程について、特例民法法人より引き継いでいる規程だが、現在の公益法人法制度の体系や趣旨を充足していない点を改めるべく、改正に至った旨を説明した。

経理規程については、変更点について以下の要旨を述べ説明を行った。

- (1) 会計年度を定款上の事業年度に適合させることとする。
- (2) 帳簿類、証憑書類の保存年限を法律の規定に適合させることとする。
- (3) 帳簿、計算書類の構成、表記方法は、法律の規定及び現行の公益法人会計基準に適合させることとする。
- (4) 事業運営に要する通常の資金が不足する場合の借入れについての手続きを明確にすることとする。
- (5) 固定資産の管理、減価償却については、税法及び現行の公益法人会計基準に適合させることとする。
- (6) 重要な会計方針については、税法及び現行の公益法人会計基準並びに、一般に公正妥当と認められる会計監査の基準に準拠させることとする。
- (7) 本規程の改廃は、理事会の決議を要することとする。
- (8) 本規程は、理事会において承認された日の翌日から施行する。

特定費用準備資金等管理規程については、変更点について以下の要旨を述べ説明を行った。

- (1) 題名を法令の規定に適合させるため、「総合交通体系整備研究基金取扱規程」の呼称を変更し、「特定費用準備資金等管理規程」とすることとする。
- (2) 特定費用準備資金等は、特定費用準備資金と特定資産取得・改良資金に分類することとする。

- (3) 特定費用準備資金を保有するときは、その事業ごとに、事業内容、計画期間、実施予定時期、積立額、積立額算定根拠を明確にして計画し、理事会で承認することとする。
- (4) 特定資産取得・改良資金を保有するときは、その資産ごとに、目的、計画期間、資産の取得・改良の予定時期、必要最低額、必要最低額算定根拠を明確にして計画し、理事会で承認することとする。
- (5) 特定費用準備資金等は、貸借対照表及び財産目録上、特定資産として、他の資金と明確区分して管理することとする。(貸借対照表及び財産目録上に特定資産の項目を設け、その内訳として、「特定費用準備資金」、「特定資産取得・改良資金」の名称を付して他の資金と区分する。)
- (6) 特定費用準備資金等について、目的外の取崩し、積立計画の中止、積立限度額の変更、積立期間の変更、必要最低額の変更を行う場合には、理事会の決議を要することとする。
- (7) 特定費用準備資金等の資金取り崩しに係る手続き、積立限度額、積立限度額の算定根拠、資産取得等に必要な必要最低額、必要最低額算定根拠は、公表することとする。
- (8) 特定費用準備資金等の経理処理は、内閣府令（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則）に規定する方法により処理することとする。
- (9) 規程の改廃は、理事会の決議を要することとする。
- (10) 本規程は、理事会において承認された日の翌日から施行する。

同議案説明に対して、次の質疑応答があった。

- (石川理事) 貸借対照表の総合交通体系整備研究積立資金は公益法人移行前から積み立てていたものか。
- (石川業務執行理事) その通りです。
- (岸井理事) 規程を改定するにあたって、その目的を明示する必要はあるのではないか。
- (石川業務執行理事) 元々この積立金は定期預金に預けてあるが、その運用益を公益事業の自主研究の原資として使うということが規定されている。ただし今後は、具体的にどのような事業のために、どのくらいの金額をどの程度積み立て、どのように使って行くかの計画を理事会できちん

と決めなくてはならない。資金管理についての議論も重要だが、それ以前に、今後どのような公益事業を展開していくかの議論をしっかりとすることが欠かせないと思われる。また、経営安定のための資金ではなく、公益事業のための資金であるので、通常の預金と区分して管理する必要がある。

議長は本議案につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し、諸規程の改正を承認した。

報告事項として以下の議案について、報告を行った。

### 報告第1 職務執行報告

議長は上記議案につき報告をさせた。代表理事中田康弘は、別掲議案書により公益法人移行後の中間報告として、刊行物発行事業、講習会の開催、他機関への協力実施、受託調査研究の実績についての報告を行った。

同報告説明に対しての質疑応答は特になし。

議長は本報告に対しての質疑応答は特になく、議長は改めて議場に確認を求めたところ、全員異議なく報告を承認した。

### その他の事項

議長は、今後の協会の業務内容等についての意見等を議場に諮ったところ、次の質疑応答があった。

(石川理事) 受託業務については、特例民法法人の時と公益法人へ移行した後で、傾向や違いはあるか。

(石川業務執行理事) 特別大きく変わらない。協会のこれまでの流れを長期的に見ると、少し増えてきたのがLRTやBRT等の受託が増えている。

(高橋代表理事) 案件数については、特例民法法人の時と公益法人へ移行した後でどのように変化したか。

(石川業務執行理事) 大きな変化はありません。

また事務局より、平成26年度定時社員総会を平成26年9月26日(金)16時30分より開催する事に変更がない旨と、平成27年1月下旬頃に第2

回理事会の開催したい旨を説明した。

理事・監事全員で協議したところ、平成26年度第2回理事会を平成27年1月26日（月）10時より、開催することを決定した。

#### 9. 閉　　会

以上をもって平成26年度第1回理事会の議事を終了したので、議長高橋洋二は、11時45分閉会を宣し解散した。

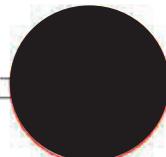
上記の議事を明確にするため本議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は下記に記名、押印する。

以　　上

平成26年9月11日

公益社団法人 日本交通計画協会 平成26年度 第1回理事会

代表理事　　高　橋　洋　二



代表理事　　中　田　康　弘



監　　事　　曾　田　祐　司



監　　事　　須　原　庸　次

